

貨物自動車運送事業FAQ分類項目表

【大項目】	【中項目】	No.	備考
新規許可申請	提出部数	1	
	提出先	2	
	申請方法	3~4	
	任意保険	5	
	許可基準	6	
	運行管理者・整備管理者	7	
	自己資金の確認方法	8~9	
	添付書類	10~13	
	法令試験	14~19	
	登録免許税	20	
譲渡譲受・合併・分割申請	申請の必要性	21~22	
	法令試験	23	
事業計画変更申請	運行系統	24	
事業計画	営業所	25~26	
	自動車車庫	27~34	
	使用車両	35~37	
	利用運送	38	
その他	自動車運転者	39	
	会社の目的	40	
	役員	41~42	
	報告書	43~44	
	事業の休廃止	45	

NO.	大項目	中項目	質問	回答
1	新規許可申請	提出部数	一般貨物自動車運送事業の許可申請書は何部提出すればよいですか。	提出用2部+お控えの計3部をご提出ください。
2	新規許可申請	提出先	一般貨物自動車運送事業の許可申請を行いたいのですが、申請書はどこに提出すればよいですか。	営業所の所在地を管轄する各府県の運輸支局等の輸送(貨物)担当部門にご提出ください。
3	新規許可申請	申請方法	一般貨物自動車運送事業の許可申請書の提出については、直接窓口へ提出しに行かないといけませんか。	申請書の提出にあたっては、郵送でも受付しています。なお、郵送の場合、受付日は発送日ではなく到着日となりますのでご注意ください。
4	新規許可申請	申請方法	一般貨物自動車運送事業の許可申請について、本社営業所が近畿管内で、それとは別に他局管轄にも営業所を構える予定です。その際、本社営業所を管轄する支局に一括で申請することは可能ですか。	可能です。ただし、他局でも審査を行うため、通常の審査より時間がかかります。
5	新規許可申請	任意保険	許可の要件として、任意保険等の賠償能力は、「対人:無制限、対物:200万円以上」となっていますが、許可後も同じ体制を整えておかないといけませんか。	許可後も、「対人:無制限、対物:200万円以上」の任意保険に加入し、適切な損害賠償能力を有していただく必要があります。(許可基準は、許可後も適合していただく必要があります。)
6	新規許可申請	許可基準	霊柩事業を始めたいのですが、最初から営業所の配置車両数を5両揃える場合であっても条件等は付されますか。	運送可能区域の条件は付されませんが、「霊きゆう運送に限る。」の条件は付されます。なお、営業所の配置車両数が5両未満の場合は「発地及び着地のいずれもが〇〇県(市、町等)の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」の運行可能区域の条件も付されません。
7	新規許可申請	運行管理者・整備管理者	運行管理者・整備管理者は確保予定で申請してもよいですか。また、よいのであればいつまでに確保すればよいですか。	確保予定で申請は可能ですが、許可後、許可条件に付された運輸開始前の確認までには確保し、運輸支局等の保安部門に選任届を提出してください。
8	新規許可申請	自己資金の確認方法	自己資金の確保状況の確認に必要な残高証明書はいつの日付で取ればよいですか。また、通帳のコピーは必要ですか。	申請日現在と、こちらが指示する任意の日のものになります。(申請段階での添付は不要です。)通帳のコピーは必要ありません。
9	新規許可申請	自己資金の確認方法	法人を設立しようとする者として申請する場合、だれ名義の残高証明が必要ですか。	定款に記載されている設立発起人の残高証明書を添付して下さい。
10	新規許可申請	添付書類	決算期が2月1日～1月末日の場合、2月申請の際に新しい決算の貸借対照表の添付は必要ですか。	申請日時点で決算が終了していない等で用意できない場合は、前期の貸借対照表を添付して下さい。ただし後日、決算終了後に最新の貸借対照表を追加でご提出いただくこともあります。

11	新規許可申請	添付書類	都市計画法関係で、用途地域証明書の添付は必要ですか。	用途地域証明書の添付は不要ですが、当該地域を所管する自治体等の担当部に相談いただき、貨物自動車運送事業を行う営業所等として使用することについて支障ないか確認いただく必要があります。
12	新規許可申請	添付書類	会社を設立したばかりで決算期がまだ来ていないのですが、貸借対照表は添付しなくてもよいですか。	会社設立時点の開始貸借対照表の添付が必要となります。
13	新規許可申請	添付書類	履歴書の様式は決まっていますか。	決まっていませんので、任意の様式で作成してください。
14	新規許可申請	法令試験	一般貨物自動車運送事業の許可申請書を提出する前に、法令試験を先に受験しておきたいと考えていますが、法令試験の申込書はどこに置いていますか。	申請書の提出前に法令試験を受けることはできません。また、法令試験の申込書は運輸支局等で許可申請書を受理したときにお渡します。
15	新規許可申請	法令試験	事前に法令試験の勉強をしたいのですが、過去の問題はどこで入手できますか。	近畿運輸局ホームページにて過去の問題及び解答(令和2年7月以降)を公開しています。 公開先！ https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/tetsuzuki/download.html また、法令試験時に配布させていただく法令試験条文集は下記URLをご確認ください。 公開先！ https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/content/kamotsu-joubunshyu.pdf
16	新規許可申請	法令試験	法令試験を受ける者は当日でも変更できますか。また、法人での新規許可申請の場合、受験する者は役員登記されていない者でも今後役員になる予定の者であれば受験できますか。	当日変更は出来ません。また、役員登記されており、かつ、許可後、当事業に専従する常勤役員に限り受験することが出来ます。
17	新規許可申請	法令試験	法令試験について、諸事情により試験を受験することができなくなりました。この場合、申請を取り下げしないといけませんか。	法令試験は2回まで受験可能であるため、1回目の試験については未受験の場合、不合格扱いとなりますが、次の回の試験を受験いただくことができます。2回目の試験を受験できなかった場合は、申請を取り下げいただくこととなりますのでご注意ください。
18	新規許可申請	法令試験	法令試験を受験しましたが、解答はどこで確認したらよいですか。また、合否の発表はいつ頃になりますか。	解答については、近畿運輸局のホームページのトラック関係のページに試験日から約1週間後に掲載します。また、合否の発表については、試験日から約1週間後に書面にて通知します。
19	新規許可申請	法令試験	許可後、代表取締役が変わる場合、新たな代表取締役になる者に対して法令試験の受験は必要ですか。	不要です。ただし、新たに代表になる者は、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有し、かつ、その法令を遵守しなければなりません。
20	新規許可申請	登録免許税	登録免許税の領収書の原本を持っておきたいのですが、提出は写しでよいですか。	原本の提出が必要です。【登録免許税法第二十一条(現金納付)】

21	譲渡譲受・合併・分割申請	申請の必要性	譲渡譲受の申請について、事業の一部譲渡でも申請可能ですか。	貨物自動車運送事業の譲渡譲受認可申請は運送事業の全部を譲渡する場合に限られます。
22	譲渡譲受・合併・分割申請	申請の必要性	法人合併について、A社とB社の両者とも一般貨物自動車運送事業の許可を取得している場合、B社が合併法人、A社が被合併法人となる吸収合併を行う際には認可申請は必要ですか。	必要です。 【貨物自動車運送事業法第三十条(事業の譲渡し及び譲受け等)】
23	譲渡譲受・合併・分割申請	法令試験	一般貨物自動車運送事業者同士の吸収分割の場合でも、法令試験の受験は必要ですか。	承継法人が既に一般貨物自動車運送事業者であれば、試験は不要です。(それ以外の場合は必要です。)
24	事業計画申請	運行系統	特別積み合わせの運行系統について、起点・経過点・終点の位置は府県単位での記入でよいですか。	起点及び終点は市単位、経過点は府県単位となります。
25	事業計画	営業所	旅客自動車運送事業を行っています。併用するかたちで貨物自動車運送事業も行うことになりました。この場合営業所を併用する事は可能ですか。	旅客自動車運送事業と貨物自動車運送事業の営業所は分ける必要があります。(同じ建物の中で区分してもらえれば問題ありません。) なお、タクシーによる食料・飲料に係る貨物自動車運送事業及び過疎地域における貨客混載の許可等を受けている場合を除きます。
26	事業計画	営業所	営業所の移転を考えていますが、建物の半分が商業地域でもう半分が第二種中高層専用地域にかかっています。一般貨物自動車運送事業の営業所として問題ありませんか。	当該地域を所管する自治体等の担当部局にご相談いただき、当該物件が一般貨物自動車運送事業を行う営業所として使用することについて支障ないか確認いただくこととなります。
27	事業計画	自動車車庫	営業所と車庫の位置が離れていますが、何kmまでなら基準を満たしますか。	営業所を起点に直線距離で判断します。また、下記URLのとおり、自治体ごとに5km以内、10km以内と距離が決まっていますので、あらかじめ運輸局もしくは運輸支局等にご確認ください。 公開先！ https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/tetsuzuki/download.html
28	事業計画	自動車車庫	車庫の新設を検討していますが、車庫の前面道路の通行が出来るかの判断はどうすればよいですか。	車両制限令に適合することを確認するため、幅員証明書の添付が必要となります。添付の幅員証明書にて確認できない場合は、当該道路を管轄している道路管理者に問い合わせいただく場合があります。
29	事業計画	自動車車庫	車庫から一定範囲内に交差点や坂、横断歩道、スクールゾーンがあれば何か確認が必要ですか。	その地域での事業継続の観点から安全性を保って事業を行っていただくため、自治体、警察、安全対策委員会等と協議していただくことがあります。
30	事業計画	自動車車庫	社長の個人名で幅員証明を取ってしまったのですが、法人名で取り直す必要はありますか。	幅員証明書の申請者名は問いません。

31	事業計画	自動車車庫	同一の道路を挟んだ複数の車庫がある場合、それぞれの車庫で幅員証明を取る必要はありますか。	同じ道路で、車庫の出入り口ごとに幅員が異なる場合は、申請書にそれぞれの幅員証明を添付していただくことになります。
32	事業計画	自動車車庫	申請する自治体が幅員証明書の事務を廃止しているの、幅員証明書が発行してもらえませんか。何か代わりになるものはありますか。	幅員証明に代わる書類として、近畿運輸局ホームページにて前面道路の状況書というものを公開しています。 公開先↓ https://www.ttb.mlit.go.jp/kinki/tetsuzuki/download.html
33	事業計画	自動車車庫	けん引車、被けん引車を駐車する際、車庫の境界及び車両と車両の間の50cmの間隔は連結した状態で考えて良いですか。	けん引車、被けん引車は、それぞれ50cmの間隔が必要です。
34	事業計画	自動車車庫	車庫の収容について、車両の間は50cm以上空ける事になっていますが、具体的にどのような事を指しますか。	車両と車両の間、また車両と車庫の境界線から50cm以上空けて計画車両を収容していただく必要があります。 イメージ図 
35	事業計画	使用車両	軽トラックを一般貨物自動車運送事業の車両として申請できますか。	軽自動車や二輪車(125ccを超えるもの)については、貨物軽自動車運送事業の車両となりますので、一般貨物自動車運送事業の車両として使用することはできません。
36	事業計画	使用車両	申請車両の自動車の用途が貨物車でない場合、申請時点で貨物車になっていないといけませんか。	基本的には貨物車でないといけませんが、申請後に構造変更検査を受け貨物車にするということであれば問題ありません。その場合、構造変更検査に係る費用の見積もりをとっていただく等資金計画に反映させていただく必要がありますのでご注意ください。
37	事業計画	使用車両	新規許可の申請時に申請車両の所有者は申請人でないといけませんか。	所有者は申請人でなくても問題はありますが、申請者が使用権原を有していることが確認する必要があります。(許可後に使用者を申請人に変更)
38	事業計画	利用運送	許可後、運輸開始前に貨物自動車利用運送だけ先に行う事は可能ですか。	貨物自動車利用運送は一般貨物自動車運送事業の事業計画の一部なので、運輸開始後でない事業は出来ません。
39	その他	自動車運転者	運転者はパートやアルバイト従業員でも問題ないですか。	運転者は日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者であってはならないとされている事から、パートやアルバイトの中で、これらに該当するのであれば運転者として選任することはできません。【貨物自動車輸送安全規則第3条2項(過労運転の防止)】

40	その他	会社の目的	一般貨物自動車運送事業の許可申請にあたり、商業登記簿謄本の目的欄にどのように登記すればよいですか。「貨物自動車運送事業」と登記しようと思っ ていますが問題ないですか。	「貨物自動車運送事業」もしくは「一般貨物自動車運送事業」と登記いただくのが望ましいです。
41	その他	役員	一般貨物自動車運送事業の許可申請について、法人の代表者の国籍に要件はありますか。	国籍に要件はありません。
42	その他	役員	現在事業休止中の「一般貨物自動車運送事業者」に役員変更があった場合、休止中でも役員変更届の提出は必要ですか。	休止中でも届け出は必要となります。
43	その他	報告書	事業報告書、事業実績報告書の提出先は直接近畿運輸局の貨物課になりますか。それとも管轄の運輸支局等を 経由しなければいけないですか。	提出先はどちらでもよいです。 【貨物自動車運送事業報告規則第四条(報告書の経由)】
44	その他	報告書	事業報告書は税込みか税抜きどちらで書くべきですか。	基本は税抜きで記載していただきますが、会社の管理が税込みになっているのであれば税込みで差し支えありません。ただし、税込みの際は、税込みとわかるよう、表に記載する必要があります。
45	その他	事業の休廃止	廃止届出を提出した事業者が廃止予定日まで事業を行うことは可能ですか。	可能です。 事業を廃止する30日前までに届出を提出していただきますが、事業の廃止は提出日ではなく廃止予定日であるので、提出日から廃止予定日まで事業を行うことは問題ありません。 【貨物自動車運送事業法第32条(事業の休止及び廃止)】